

文教厚生委員会資料

教 育 委 員 会
令和4年12月9日・12日

一般事件案

- (1) 第137号議案 公の施設の指定管理者の指定について … P 1

予算案

- (1) 第120号議案 令和4年度島根県一般会計補正予算（第6号）〔関係分〕 … P 2
(2) 第153号議案 令和4年度島根県一般会計補正予算（第8号）〔関係分〕 … P 5

報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について … P 8
(2) 「教職員の働き方改革プラン」の重点期間における取組検証及び今後の対応
の方向性について … P 9
(3) 通学路沿いのブロック塀等の状況について … P 16
(4) 特別支援学校の通学支援について … P 18
(5) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラ
イン（案）の概要について … P 26
(6) 「風流踊」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について … P 33
(7) 第8回古代歴史文化賞受賞作品の決定について … P 36

公の施設の指定管理者の指定について

1. 対象施設及び指定管理者の業務等

(1) 対象施設名

| 施設名 | 所在地 | 公募額(指定管理料上限額) |
|---------------|--------|---------------|
| 島根県立八雲立つ風土記の丘 | 松江市大庭町 | 539,200 千円 |

(2) 指定管理者の主な業務

入館料の徴収、施設及び設備の維持管理、史跡の活用及び環境の保全等

(3) 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（8 年間）

2. 指定管理者候補の選定及び選定結果について

(1) 応募者

公益財団法人しまね文化振興財団（松江市）【現指定管理者】

(2) 面接審査

令和 4 年 10 月 7 日 指定管理者候補選定委員会(委員 5 名)により実施

(3) 選定結果

| 応募者 | 応募額 | 評価得点 | 選定結果 |
|-----------------|------------|------|------|
| 公益財団法人しまね文化振興財団 | 539,200 千円 | 85.7 | 合格 |

(参考) 応募者の提案に関する特記事項

- ・ 評価得点における基準点は 68 点。
- ・ 考古学又は古代史の分野において十分な専門知識や展示経験を持つ常勤の学芸員資格を有する職員について、2 名以上とする配置基準に対して 3 名を配置しており、施設の専門性を高めるとともに、人材育成を図っている。

令和4年度11月補正予算案の概要について (教育委員会)

令和4年度島根県一般会計補正予算(第6号)

1. 補正予算の概要

(単位：千円)

| 課名 | 補正前の額 | | 補正額 | | 補正後の額 | |
|---------|------------|------------|----------|----------|------------|------------|
| | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 |
| 総務課 | 70,578,621 | 57,477,554 | | | 70,578,621 | 57,477,554 |
| 給与費 | 70,439,165 | 57,338,098 | | | 70,439,165 | 57,338,098 |
| 給与費以外 | 139,456 | 139,456 | | | 139,456 | 139,456 |
| 教育施設課 | 2,101,260 | 1,536,518 | 17,465 | 17,465 | 2,118,725 | 1,553,983 |
| 学校企画課 | 5,751,293 | 3,451,990 | 22,109 | 22,109 | 5,773,402 | 3,474,099 |
| 教育指導課 | 1,543,594 | 1,078,972 | | | 1,543,594 | 1,078,972 |
| 特別支援教育課 | 1,174,273 | 982,999 | 5,105 | 5,105 | 1,179,378 | 988,104 |
| 保健体育課 | 195,805 | 189,273 | △ 26,922 | △ 26,922 | 168,883 | 162,351 |
| 社会教育課 | 426,810 | 369,873 | 5,997 | 5,997 | 432,807 | 375,870 |
| 人権同和教育課 | 36,276 | 31,647 | | | 36,276 | 31,647 |
| 文化財課 | 1,364,262 | 742,340 | 19,970 | 19,970 | 1,384,232 | 762,310 |
| 福利課 | 231,141 | 187,544 | | | 231,141 | 187,544 |
| 合計 | 83,403,335 | 66,048,710 | 43,724 | 43,724 | 83,447,059 | 66,092,434 |

※給与費は全額総務課で計上

2. 課別事業別一覧

(単位：千円)

| 課名 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正額の財源内訳及び概要 | | | | | |
|---------|--------------------|-----------|----------|-----------|--|-----|-----|----|-----|----------|
| | | | | | 国庫 | 使・手 | 寄・分 | 県債 | その他 | 一般財源 |
| 教育施設課 | | 2,101,260 | 17,465 | 2,118,725 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17,465 |
| | 1 特別支援学校校舎等整備事業費 | 51,638 | 17,465 | 69,103 | ・ 浜田養護学校の児童の増加に伴う教室不足と職員室の狭隘化に対応するための施設改修 | | | | | |
| 学校企画課 | | 5,751,293 | 22,109 | 5,773,402 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22,109 |
| | 1 学校管理運営費 | 1,490,844 | 22,109 | 1,512,953 | ・ 原油価格・物価高騰の影響を受ける中、生徒の学習環境を確保するため、県立高校における電気料金を増額 | | | | | |
| 特別支援教育課 | | 1,174,273 | 5,105 | 1,179,378 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,105 |
| | 1 学校管理運営費 | 732,584 | 5,105 | 737,689 | ・ 原油価格・物価高騰の影響を受ける中、幼児・児童・生徒の学習環境を確保するため、特別支援学校における電気料金を増額 | | | | | |
| 保健体育課 | | 195,805 | △ 26,922 | 168,883 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 26,922 |
| | 1 学校部活動感染症対策事業費 | 92,664 | △ 26,922 | 65,742 | ・ 学校部活動の全国大会等の終了に伴うPCR検査実績による減額 | | | | | |
| 社会教育課 | | 426,810 | 5,997 | 432,807 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,997 |
| | 1 青少年の家事業費 | 104,075 | 5,997 | 110,072 | ・ 原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を踏まえ指定管理料を増額 | | | | | |
| 文化財課 | | 1,364,262 | 19,970 | 1,384,232 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19,970 |
| | 1 古代出雲歴史博物館管理運営事業費 | 416,885 | 18,661 | 435,546 | ・ 原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を踏まえ指定管理料を増額 | | | | | |
| | 2 風土記の丘事業費 | 66,436 | 1,215 | 67,651 | | | | | | |
| | 3 古墳の丘古曾志公園管理運営事業費 | 6,792 | 94 | 6,886 | | | | | | |

3. 債務負担行為

(単位：千円)

| 事項 | | 期間 | 限度額 | 所管課 |
|----|------------------|----------------------|---------|---------|
| 1 | 未来の創り手育成事業費 | 令和4年度 ～ 令和10年度 | 533,965 | 教育指導課 |
| 2 | 特別支援学校ICT環境整備事業費 | 令和4年度 ～ 令和5年度 | 8,228 | 特別支援教育課 |
| 3 | 風土記の丘管理運営事業費 | 令和5年度 ～ 令和12年度 | 539,200 | 文化財課 |

4. 繰越明許費

[追加分]

(単位：千円)

| | 事業名 | 金額 | 所管課 |
|---|--------------|--------|-------|
| 1 | 高等学校校舎等整備事業費 | 78,849 | 教育施設課 |

令和4年度11月補正予算案の概要について (教育委員会)

令和4年度島根県一般会計補正予算(第8号)

1. 補正予算の概要

(単位：千円)

| 課名 | 補正前の額 | | 補正額 | | 補正後の額 | |
|---------|------------|------------|--------|------|------------|------------|
| | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 |
| 総務課 | 70,578,621 | 57,477,554 | | | 70,578,621 | 57,477,554 |
| 給与費 | 70,439,165 | 57,338,098 | | | 70,439,165 | 57,338,098 |
| 給与費以外 | 139,456 | 139,456 | | | 139,456 | 139,456 |
| 教育施設課 | 2,118,725 | 1,553,983 | | | 2,118,725 | 1,553,983 |
| 学校企画課 | 5,773,402 | 3,474,099 | | | 5,773,402 | 3,474,099 |
| 教育指導課 | 1,543,594 | 1,078,972 | 68,220 | 0 | 1,611,814 | 1,078,972 |
| 特別支援教育課 | 1,179,378 | 988,104 | 7,900 | 540 | 1,187,278 | 988,644 |
| 保健体育課 | 168,883 | 162,351 | | | 168,883 | 162,351 |
| 社会教育課 | 432,807 | 375,870 | | | 432,807 | 375,870 |
| 人権同和教育課 | 36,276 | 31,647 | | | 36,276 | 31,647 |
| 文化財課 | 1,384,232 | 762,310 | | | 1,384,232 | 762,310 |
| 福利課 | 231,141 | 187,544 | | | 231,141 | 187,544 |
| 合計 | 83,447,059 | 66,092,434 | 76,120 | 540 | 83,523,179 | 66,092,974 |

※給与費は全額総務課で計上

2. 課別事業別一覧

(単位：千円)

| 課名 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正額の財源内訳及び概要 | | | | | |
|---------------|-----------|--------|-----------|--------------|-----|-----|----|-----|------|
| | | | | 国庫 | 使・手 | 寄・分 | 県債 | その他 | 一般財源 |
| 教育指導課 | 1,543,594 | 68,220 | 1,611,814 | 68,220 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 学校安全確保推進事業費 | 127,063 | 68,220 | 195,283 | 【別紙】のとおり | | | | | |
| 特別支援教育課 | 1,179,378 | 7,900 | 1,187,278 | 7,360 | 0 | 0 | 0 | 0 | 540 |
| 1 学校管理運営費 | 737,689 | 7,900 | 745,589 | 【別紙】のとおり | | | | | |

3. 繰越明許費

[追加分]

(単位：千円)

| | 事業名 | 金額 | 所管課 |
|---|-------------|--------|---------|
| 1 | 学校安全確保推進事業費 | 68,220 | 教育指導課 |
| 2 | 学校管理運営費 | 7,900 | 特別支援教育課 |

スクールバス安全装置整備等支援事業

1. 現状

- ・ R4年9月に発生した認定こども園の送迎バスの置き去り事故を受け、幼稚園・特別支援学校の送迎用バスに安全装置を設置することが義務化される予定(R5.4～)
- ・ 子供の安全を守るための経費の支援について、国補正予算で予算措置

2. 対応

- ・ 設置が義務化される、スクールバスにおける安全装置等整備を実施

(1) 対象

① 送迎用バスへの安全装置

- ・ 車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等

② 登園管理システム

- ・ 幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にし、職員間での確認・共有するための登園管理システム

③ 子どもの見守りタグ（GPS）

- ・ GPSを活用した子どもの見守りサービスに係る機器等

(2) 事業費（案）

（単位：千円）

| 項目 | 対象施設 | 負担割合 | 事業費 | うち一財 |
|-------------------|--------------|-------------|--------|------|
| ① 送迎用バスへの安全装置導入 | | | 29,500 | 0 |
| 義務 | 公立幼稚園 | 国10/10 | 2,000 | 0 |
| | 特別支援学校 | | 5,200 | 0 |
| 任意 | 公立小・中・義務教育学校 | | 22,300 | 0 |
| ② 登園管理システム導入 | | | 36,260 | 420 |
| 任意 | 公立幼稚園 | 国4/5・設置者1/5 | 34,160 | 0 |
| | 特別支援学校（幼稚部） | | 2,100 | 420 |
| ③ 子ども見守りタグ（GPS）導入 | | | 10,360 | 120 |
| 任意 | 公立幼稚園 | 国4/5・設置者1/5 | 9,760 | 0 |
| | 特別支援学校（幼稚部） | | 600 | 120 |
| 合計 | | | 76,120 | 540 |

(3) その他

- ・ 児童等の置き去り防止等のためのマニュアルの作成について追記するなど「学校危機管理の手引」を改訂し、県立学校や市町村に通知

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 県立学校の寄宿舎における対応

冬期休業中の帰省及び帰寮にあたり、次のとおり対応

- ・ 帰省先の感染状況などにより帰省しないこととなった生徒がいる学校は、冬期休業中に閉寮する場合、閉寮期間中の当該生徒の滞在先として、近隣の宿泊施設等を確保。その場合の宿泊経費は県費負担（食費は自己負担）
- ・ 自宅等に帰省する生徒は、これまでどおり、移動中や自宅等での生活において、日々の健康観察を徹底するとともに、「三つの密」の回避やこまめな換気の実施など、基本的な感染防止対策を徹底
- ・ 体調の不良を訴えた場合は、当面帰寮を見合わせ、自宅等での待機を要請
- ・ 帰寮後の一定期間（7日間程度）を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温と記録、風邪症状の確認等について、教職員が直接生徒に確認するなどの徹底した健康観察を実施
- ・ 帰寮に際し、保護者や生徒から、他の寄宿舎生と離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合は、近隣の宿泊施設等を確保し、帰寮後の一定期間そこで滞在させる。その場合の宿泊経費は県費負担（食費は自己負担）
- ・ 帰寮にあたり、必要に応じて、希望する寄宿舎生を対象とした、県費負担による新型コロナウイルス感染症に関する検査を実施

2. 基本的な感染症対策の徹底

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、また、今冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることから、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗いなど手指衛生」、「マスクの着用」、「換気」など基本的な感染症対策を引き続き徹底

「教職員の働き方改革プラン」の重点期間における取組検証 及び今後の対応の方向性について

1. 「教職員の働き方改革プラン」の概要

- ・ 教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質向上等を図るため、平成31年3月に、県教育委員会において「教職員の働き方改革プラン」（以下「プラン」という）を策定。令和元年度～3年度を重点期間と位置付け
- ・ 働き方改革を進める目的やプラン達成に向けた数値目標（下記参照）を定めた上で、それを達成するための主な手立てとして、県教育委員会、市町村教育委員会、管理職、各教職員がそれぞれ取り組むべき事項を記載
- ・ 令和4年度以降については、重点期間における取組状況を検証した上で、更なる改善・見直しを行っていくこととしている。

〔働き方改革を進める目的〕

- ① 子どもたちと向き合う時間の確保による教育の質向上
- ② 教職員の心身の健康保持
- ③ 仕事と生活の充実
- ④ 教職を目指す人材の確保

〔数値目標〕

- ① 時間外勤務（※）：月45時間以内（年360時間以内）
（※）文部科学省の指針で示された「在校等時間」を対象としている。
- ② 年次有給休暇の取得日数：
全ての教職員が年5日以上、全校種平均13日以上
- ③ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合：90%以上

2. これまでの主な取組

(1) 勤務時間の客観的な把握

全ての県立学校及び市町村立学校において、業務用パソコンのオン・オフやタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握

(2) 学校内での業務改善の推進

以下の取組等により、学校内での業務の削減・効率化を推進。

- ・ モデル校（小・中・高・特支各1校）での研究実践
- ・ 「学校業務改善事例集」の作成（平成31年3月策定、令和3年3月改訂）
- ・ 管理職の意識向上のための研修充実
- ・ 学校内での働き方改革リーダーの養成
- ・ 校務支援システムなどのICT活用

(3) 外部サポート人材の配置

教員の業務を支援・代替するため、業務アシスタントやスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員・地域指導者等の外部サポート人材を配置。通常業務への対応に加え、コロナ対応のための追加配置も実施

(4) 教職員の定数確保・配置

- ・ 国の定数のほか、県単独加配（例：普通科高校の主幹教諭、専門高校の理数教員、小中学校の課題解決加配）も含めて、必要な定数を確保。国に対して、継続的に、中学校の35人学級編制の実施や、特別支援学級の学級編制基準の見直し、加配を含めた十分な定数措置等を要望
- ・ いじめ・不登校・特別支援等の課題にきめ細かく対応するため、県独自の非常勤講師配置事業を継続実施
- ・ 近年、深刻な教員不足により、定数どおりの配置ができず、欠員が生じたり、常勤講師を非常勤講師で代替せざるを得ない事態が生じたりしている。

3. 教職員の働き方の実態

(1) プランにおける数値目標の達成状況

① 時間外勤務 ※より詳細な実態は下記(2)参照

- ・ 全校種平均について、プラン策定前の平成30年度には月65.1時間だったのが、令和3年度には、月36.6時間まで減少（約44%減）
- ・ 令和3年度には、全ての学校種で、月45時間以内の目標を達成。年360時間以内の目標は、特別支援学校を除き未達成。特に、部活動のある中学校及び高校の時間外勤務が多い状況

〔時間外勤務の状況（月平均）〕

【】内は対前年比の増減

| 校種 | 平成 30 年度 (プラン策定前) | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------------|----------------------|----------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 小学校 | 64.6 時間 | 60.1 時間 【▲4.5 時間】 | 42.2 時間 【▲17.9 時間】 | 35.5 時間 【▲6.7 時間】 (年 426 時間) |
| 中学校 | 75.1 時間 | 68.0 時間 【▲7.1 時間】 | 48.2 時間 【▲19.8 時間】 | 40.7 時間 【▲7.5 時間】 (年 488.4 時間) |
| 高等学校 | 75.8 時間 | 66.4 時間 【▲9.4 時間】 | 49.6 時間 【▲16.8 時間】 | 44.1 時間 【▲5.5 時間】 (年 529.2 時間) |
| 特別支援 学校 | 43.5 時間 | 34.5 時間 【▲9.0 時間】 | 21.5 時間 【▲13.0 時間】 | 20.0 時間 【▲1.5 時間】 (年 240 時間) |
| 全校種 平均 | 65.1 時間 | 58.0 時間 【▲7.1 時間】 | 40.5 時間 【▲17.5 時間】 | 36.6 時間 【▲3.9 時間】 (年 439.2 時間) |
| 目標値 | 65 時間 | 55 時間 | 45 時間 | 45 時間以内 (年 360 時間以内) |

② 年次有給休暇の取得日数

- ・ 平均取得日数（全校種平均）について、令和 3 年度は 11.6 日となっており、増加傾向にあるが、13 日以上の目標は未達成
- ・ 年 5 日以上を取得を行っている教職員は、全体の 89%に留まっており、全員取得の目標は未達成

【平成 30 年度～令和 3 年度の推移（全校種平均）】

| 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|----------|--------|---------|---------|
| 取得日数 | 10.1 日 | 10.2 日 | 9.7 日 | 11.6 日 |

【令和 3 年度 取得日数ごとの分布（全校種）】

| 取得日数 | 0 日 | 1～4 日 | 5～8 日 | 9～12 日 | 13 日以上 |
|------|------|-------|-------|--------|--------|
| 割合 | 0.4% | 10.6% | 33.0% | 29.5% | 26.5% |

89%

③ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合

- ・ 令和2年までは増加傾向にあったが、令和3年度は42.6%に減少しており、90%以上の目標は未達成
- ・ 令和3年度は多くの学校でコロナ感染が発生し、精神面を含めた教職員の負担が増大したことや、新学習指導要領への対応（※）など、新たな業務が重なったことも影響していると考えられる。

（※）小学校は令和2年度～全面実施、中学校は令和3年度～全面実施、高等学校は令和4年度～年次進行で実施（特別支援学校は、各学校種と同様）

【平成30年度～令和3年度の推移（全校種）】

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|
| 割合 | 45% | 57% | 64% | 42.6% |

(2) 時間外勤務に関する詳細（令和3年度）

① 時間外勤務の時間数ごとの人数分布

- ・ 月30時間（年360時間）未満の者が50%いる一方で、月60時間（年720時間）以上の者が18%いるなど、二極化の傾向が見られる。

| 校種 | 月15h未満 | 月15～30h | 月30～45h | 月45～60h | 月60～80h | 月80h以上 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 小 | 27% | 24% | 21% | 14% | 10% | 4% |
| 中 | 17% | 20% | 18% | 17% | 15% | 13% |
| 高 | 20% | 20% | 18% | 14% | 13% | 15% |
| 特支 | 39% | 31% | 20% | 7% | 3% | 0% |
| 計 | 26% | 24% | 19% | 13% | 10% | 8% |

} 50%
} 18%

② 職種別の状況（月平均）

- ・ いずれの校種においても、特に教頭・主幹教諭の時間外勤務が多い。
- ・ 養護教諭・栄養教諭・実習助手・寄宿舎指導員・事務職員（月30時間（年360時間）以内）と比べて、教諭の時間外勤務が多い。

| 校種 | 校長 | 教頭 | 主幹教諭 | 教諭※1 | 養護教諭※2 | 栄養教諭※3 | 実習助手 | 寄宿舎指導員 | 事務職員※4 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 小・中 | 32.1h | 49.6h | 56.9h | 42.0h | 26.3h | 22.0h | — | — | 22.7h |
| 高 | 34.6h | 52.5h | 70.1h | 45.8h | 19.5h | — | 31.6h | 4.5h | (4.8h) |
| 特支 | 28.2h | 47.7h | 35.8h | 21.3h | 10.7h | 12.3h | 9.9h | | (3.7h) |
| 計 | 31.6h | 49.9h | 54.3h | 36.4h | 18.8h | 15.5h | 28.0h | 4.5h | (10.4h) |

※1 助教諭・講師を含む ※2 養護助教諭を含む ※3 学校栄養職員を含む ※4 県立学校は知事が任命権者

③ 学校規模別の状況（高校のみ、月平均）

- ・ 学校の規模が大きくなるほど、時間外勤務が多くなる傾向が見られる。今後、小中学校等を含め、幅広く実態を把握していく必要がある。

| 学級規模 | 1 学年 2 学級以下 | 1 学年 3～4 学級 | 1 学年 5 学級以上 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 時間外勤務① (全高校の平均) | 37.9h | 42.2h | 51.1h |
| 時間外勤務② (普通高校の平均) | 36.9h | 48.2h | 57.2h |

(3) その他

① 教職員の意識（アンケート調査の結果より）

※サンプル調査（回答数 1,219、回収率 62%）

(ア) 主な調査項目における肯定的回答の割合

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 1. 働き方改革を自分事として捉え、業務改善に取り組む意識が出てきた | 69.4% |
| 2. 管理職は働き方改革に積極的に取り組もうとしていた | 70.1% |
| 3. 学校全体の働き方改革の意識が高まった | 43.4% |
| 4. 業務改善に向けた具体的な手立てや見直しが行われるようになった | 51.6% |
| 5. サポート人材を十分に活用できるようになった | 48.8% |
| 6. 校内で業務の平準化が図られた | 31.8% |
| 7. 教育委員会からの調査・報告・照会等の削減、精選、簡略化が行われた | 19.8% |

(イ) 特に負担に感じている業務

※自由記述の回答内容を「学校業務改善事例集」（令和3年3月改訂）の業務区分（計10区分）に分類・集計し、回答者の総数に対する割合が特に高い業務区分を整理

| 校種 | 1 番目 | 2 番目 | 3 番目 |
|-----|--|--|--|
| 小学校 | 児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務 (保護者対応、生徒指導、不登校支援など) 【28.8%】 | 学校管理・運営に係る業務 (調査・照会への対応、会計、成績処理など) 【28.4%】 | 児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務(テスト作成・採点、時間割作成など) 【14.7%】 |
| 中学校 | 部活動等に係る業務 【31.4%】 | 学校管理・運営に係る業務 (調査・照会への対応、会計、成績処理など) 【22.2%】 | 児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務 (保護者対応、生徒指導、不登校支援など) 【15.4%】 |

| | | | |
|--------|--|---|--|
| 高等学校 | 部活動等に係る業務（練習・大会登録・大会計画・引率・会計など） 【37.0%】 | 学校管理・運営に係る業務（調査・照会への対応、会計、成績処理、実践収録など） 【21.4%】 | 日常の定型的な業務（文書收受、起案、印刷、メール処理など） 【12.0%】 |
| 特別支援学校 | 学校管理・運営に係る業務（調査・照会への対応、会計、成績処理など） 【34.7%】 | 児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務（テスト作成・採点、時間割作成など） 【17.9%】 | 日常の定型的な業務（文書收受、起案、印刷、メール処理など） 【16.8%】 |

② 持ち帰り残業

- モデル校（赤江小学校、安来第三中学校、矢上高校、松江養護学校）を対象に、令和4年10月（1か月間）の実態を調査した結果は以下のとおり（回答数計227人）。ごく限られた範囲での調査であり、今後、幅広く実態を把握していく必要がある。

| 持ち帰り残業を実施した教職員の割合 | 1月当たりの平均日数（実施した教職員のみ） | 1日当たりの平均時間数（実施した教職員のみ） |
|-------------------|-----------------------|------------------------|
| 68% | 8日 | 2.0時間 |

4. 検証結果（総括）

- これまでの取組により、全校種で時間外勤務が大きく減少（平成30年度から令和3年度の間約44%減）し、月45時間以内の目標を達成するとともに、個々の教職員の働き方改革に関する意識や管理職のリーダーシップも高い水準（7割程度）となるなど、一定の成果が出ている。これは、プランに基づき、県教育委員会、市町村教育委員会、管理職、各教職員が、それぞれの立場で着実に取組を進めてきた結果である。
- しかしながら、時間外勤務を年360時間以内とする目標は達成できておらず、年次有給休暇の取得及びワーク・ライフ・バランスについても目標を達成できていない。時間外勤務については、学校種・学校規模・職種による差異や、教職員間での二極化の傾向なども明らかとなっている。学校現場の教職員からも、依然として、事務作業や部活動指導等に追われて授業の準備や生徒指導等のための時間が十分に確保できない、業務負担軽減の実感が持てない、などの声が県教育委員会にも寄せられている。
- さらに、働き方改革の問題の一つの現れとして、精神疾患等による休職者数について、近年、同水準の状況が続いているとともに、教員不足がより深刻化しており、年度当初からの欠員等が生じるとともに、教員採用試験の受験者数・受験倍率も継続的に低下している（小学校では倍率が2倍を下回る状況が継続）。

- ・ こうした状況を踏まえ、今後、早急に、プランの数値目標及び働き方改革を進める目的（①子どもたちと向き合う時間の確保による教育の質向上、②教職員の心身の健康保持、③仕事と生活の充実、④教職を目指す人材の確保）を達成するため、プランに基づく取組を更に徹底・強化していく必要がある。その際には、全体に共通する取組のほか、時間外勤務の特に多い学校や教職員の状況等に応じた取組を重点的に講じることや、校内での業務平準化を推進していくことなども必要となる。
- ・ さらに、時間外勤務が減少している一方で、ワーク・ライフ・バランスがとれていないと感じる教職員の割合が増加しているところ、精神的な負担のほか、時間外勤務の集計に出て来ない部分での負担増などが生じている可能性もあるため、今後、持ち帰り残業を含め、トータルでの実態把握をよりきめ細かに行っていくことも重要である。

5. 今後の対応の方向性

上記4. の検証結果に基づき、以下の点に重点的に取り組むこととする。

(1) よりきめ細かな実態把握・分析

上記3. (2)で示した、時間外勤務の時間数ごとの人数分布や、職種別・学校規模別の状況に加え、新たに、持ち帰り残業や休憩時間等についても把握・分析を行う。

(2) 学校が担う業務等の削減・効率化

- ・ より具体的・実践的な好事例を集めた事例集の作成
- ・ 学校内での働き方改革リーダーの養成の更なる推進
- ・ 校務支援システムに加え、デジタル採点システムの新規導入などのICT活用
- ・ 研修や会議のオンライン化・オンデマンド化の推進
- ・ 教育委員会による調査・照会等の削減・簡素化 など

(3) 業務量に見合った適切な教員配置

- ・ 欠員等の早期解消
- ・ 国定数の確保（中学校の35人学級や特別支援学級の基準見直しに関する要望を含む）
- ・ 学校の抱える課題に対応した、県単独の加配や非常勤講師配置事業の推進（定年延長による「定年前再任用短時間勤務制」も効果的に活用） など

(4) 教員が担わなくてよい業務・教員以外が担うべき業務のアウトソーシング

- ・ コロナの有無に関わらず、恒常的に教職員が本来業務に注力できる環境を整備するため、各種の外部サポート人材を適切に配置
- ・ 特に、部活動指導に係る負担軽減のための配置拡充
- ・ 各県立学校の実情に応じて柔軟に活用できるよう、支援スタッフを大括り化 など

(5) 業務の平準化及び多様な働き方の推進

- ・ 業務の平準化に関する好事例の収集・展開
- ・ 管理職に対する研修の更なる充実
- ・ 子育て・介護等との両立促進（時差出勤等）に向けた研究 など

通学路沿いのブロック塀等の状況について

1. 概要

- ・ 平成 30 年度に小中学校の通学路沿いのブロック塀等の危険箇所の数や状況、対応状況について調査を実施
- ・ 平成 30 年度の調査実施以降、各市町村で実施した対策等を踏まえた、現時点の状況をフォローするため調査を実施し、令和 4 年 11 月にとりまとめ

2. 現状（令和 4 年 11 月調査とりまとめ）

| 状況 | | H30調査 A | 対策済※ B | 未対策 C = A - B |
|--|------------------------------------|------------|--------------|------------------|
| ブロック塀等による危険の可能性があるか所 (B/A 又は C/A) | | 1,200 — | 824 (69%) | 376 (31%) |
| 内 訳 | 高さについて危険 (B/A 又は C/A) | 1,132 — | 766 (68%) | 366 (32%) |
| | 控え壁がないことの危険 (B/A 又は C/A) | 7 — | 7 (100%) | 0 (0%) |
| | ひび割れ等、劣化・損傷面での危険 (B/A 又は C/A) | 60 — | 50 (83%) | 10 (17%) |
| | 厚さについての危険 (B/A 又は C/A) | 1 — | 1 (100%) | 0 (0%) |

※ 令和 4 年度中に対策を実施する予定のものを含む

- ① 19 市町村のうち 9 市町村が全ての危険箇所に対策済
- ② 実施した対策の主なもの
 - ・ ブロック塀の撤去、改修
 - ・ 通学路の変更
 - ・ 危険箇所についての指導などの安全教育
 - ・ 専門家の調査等による安全確認
- ③ 未対策箇所のうち 62 か所は所有者に撤去の依頼や危険性の周知などを実施
- ④ 市町村ごとの内訳は別添のとおり

3. 今後の対応

- ・ 県教育委員会では、今回の調査結果を各市町村へ情報提供するとともに、ブロック塀等の危険箇所について、通学路の安全確保について周知
- ・ 各市町村教育委員会においては、引き続き、ブロック塀等の危険箇所を含め「交通安全プログラム」により小中学校の通学路の安全対策を実施

(別添)

通学路沿いのブロック塀等の状況（令和4年11月調査取りまとめ）

| | 区分 | 合計 | (B/A) | 高さ | 控え壁 | 劣化・損傷 | 厚さ |
|-------|---------|-------|--------|-------|-----|-------|----|
| | | | (C/A) | | | | |
| 松江市 | H30調査 A | 955 | — | 955 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 621 | (65%) | 621 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 334 | (35%) | 334 | 0 | 0 | 0 |
| 浜田市 | H30調査 A | 39 | — | 22 | 0 | 17 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 28 | (72%) | 16 | 0 | 12 | 0 |
| | 未対策 C | 11 | (28%) | 6 | 0 | 5 | 0 |
| 出雲市 | H30調査 A | 38 | — | 31 | 0 | 7 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 38 | (100%) | 31 | 0 | 7 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 益田市 | H30調査 A | 14 | — | 1 | 0 | 13 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 14 | (100%) | 1 | 0 | 13 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大田市 | H30調査 A | 10 | — | 4 | 0 | 6 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 10 | (100%) | 4 | 0 | 6 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 安来市 | H30調査 A | 32 | — | 32 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 32 | (100%) | 32 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 江津市 | H30調査 A | 57 | — | 57 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 57 | (100%) | 57 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雲南市 | H30調査 A | 5 | — | 4 | 0 | 1 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 2 | (40%) | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 未対策 C | 3 | (60%) | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 奥出雲町 | H30調査 A | 15 | — | 15 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 15 | (100%) | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 飯南町 | H30調査 A | 2 | — | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 2 | (100%) | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 川本町 | H30調査 A | 1 | — | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 1 | (100%) | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 美郷町 | H30調査 A | 1 | — | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 1 | (100%) | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 邑南町 | H30調査 A | 16 | — | 1 | 6 | 8 | 1 |
| | 対策済 ※ B | 16 | (100%) | 1 | 6 | 8 | 1 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 津和野町 | H30調査 A | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 吉賀町 | H30調査 A | 11 | — | 5 | 0 | 6 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 2 | (18%) | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 未対策 C | 9 | (82%) | 5 | 0 | 4 | 0 |
| 海士町 | H30調査 A | 3 | — | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 3 | (100%) | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 西ノ島町 | H30調査 A | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 知夫村 | H30調査 A | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 隠岐の島町 | H30調査 A | 1 | — | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 対策済 ※ B | 1 | (100%) | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 未対策 C | 0 | (0%) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | H30調査 A | 1,200 | — | 1,132 | 7 | 60 | 1 |
| | 対策済 ※ B | 824 | (69%) | 766 | 7 | 50 | 1 |
| | 未対策 C | 376 | (31%) | 366 | 0 | 10 | 0 |

※ 令和4年度中に対策を実施する予定のものを含む

特別支援学校の通学支援について

1. 現状

(1) 現状の通学支援

- ・ 特別支援学校3校に複数の障がい種の部門を設置
- ・ 県内5地域（安来、出雲、雲南、大田、邇摩）に分教室を設置
- ・ 8校に寄宿舎を設置
- ・ スクールバスによる通学支援を16便運行（うち3便はコロナ増便）（別添1）
- ・ 通学に要する保護者の経費（公共交通機関の運賃、自家用車送迎のガソリン代、民間送迎等に係る運賃など）の実費に対する就学奨励費を支給

(2) 保護者アンケート調査の状況（R3.9～10月実施）（別添2）

- ・ 自家用車での登校が全体の約4割（300人／776人）
- ・ そのうち、仕事・生活面に支障があったとした保護者は約5割（136人／300人）
- ・ 下校は、自家用車以外の手段（放課後等デイサービス、民間送迎等）が全体の約8割（631人／776人）

[保護者アンケートの意見抜粋]

- ・ 送迎時間を考慮して仕事を探すと見つからない。
- ・ 送迎のために就労できない家族がいる。
- ・ 学校が8時45分からの受け入れなので、仕事の開始を遅くしてもらっている。
- ・ 送迎のためにフルタイム勤務からパートタイム勤務に変更した。
- ・ 勤務時間の調整により希望する働き方ができない。

(3) 市町村の福祉サービスの実施状況（R3.12月調査）

- ・ 市町村における特別支援学校への通学で活用できる福祉サービスの状況を確認
- ・ 地域生活支援事業による通学支援実施 11市町

(4) 福祉サービス事業者等への聞き取り（R4.7～9月実施）

- ・ 保護者から朝の通学について相談があった際、学校の受け入れ時間が決まっており、活用できる福祉サービスの調整が困難な場合がある。
- ・ 朝は一般の方の利用もあるので、事業者の車両の空きが限られるため、特別支援学校の児童生徒が利用できない場合がある。

(5) 学校への聞き取り (R4. 4~5 月実施)

児童生徒等の通学の状況や課題等について全特別支援学校への聞き取り結果 (主なもの)

| | 学校名 | 聞き取り内容 |
|---|----------|---|
| 1 | 松江養護学校 | <ul style="list-style-type: none">朝の駐車場等で混雑が発生し安全性が確保できない安来市から通学する児童生徒も多く通学バスのニーズがある登校時に対応できる福祉サービス事業者が少ない学校の教室等を利用した朝の預かりの検討が必要 |
| 2 | 出雲養護学校 | <ul style="list-style-type: none">雲南市からの通学の検討が必要保護者のニーズには福祉サービスの充実を求めるものも多い事業者で配車の調整ができず福祉サービス利用を諦める、または、他の利用者の後に利用することで遅れて登校するケースがある |
| 3 | 浜田養護学校 | <ul style="list-style-type: none">今後の生徒の増加が見込まれるなか、乗車人数が多くなると今の通学バスを2便体制にする必要がでてくる |
| 4 | 益田養護学校 | <ul style="list-style-type: none">過去に運行していた津和野町からのタクシーの代替手段について検討が必要 (R 4はタクシー利用者なし)福祉サービスが可能な事業者が少ないプレイルームを利用した朝の預かりの検討が必要 |
| 5 | 松江清心養護学校 | <ul style="list-style-type: none">通学バスの運行エリアを拡大したい福祉サービスを他の利用者の後に利用することになり、遅れて登校するケースがある |
| 6 | 江津清和養護学校 | <ul style="list-style-type: none">学校の東西をスクールバス1台で運行すると範囲が限られ、浜田市や大田市方面からのニーズに対応できない |

2. 課題

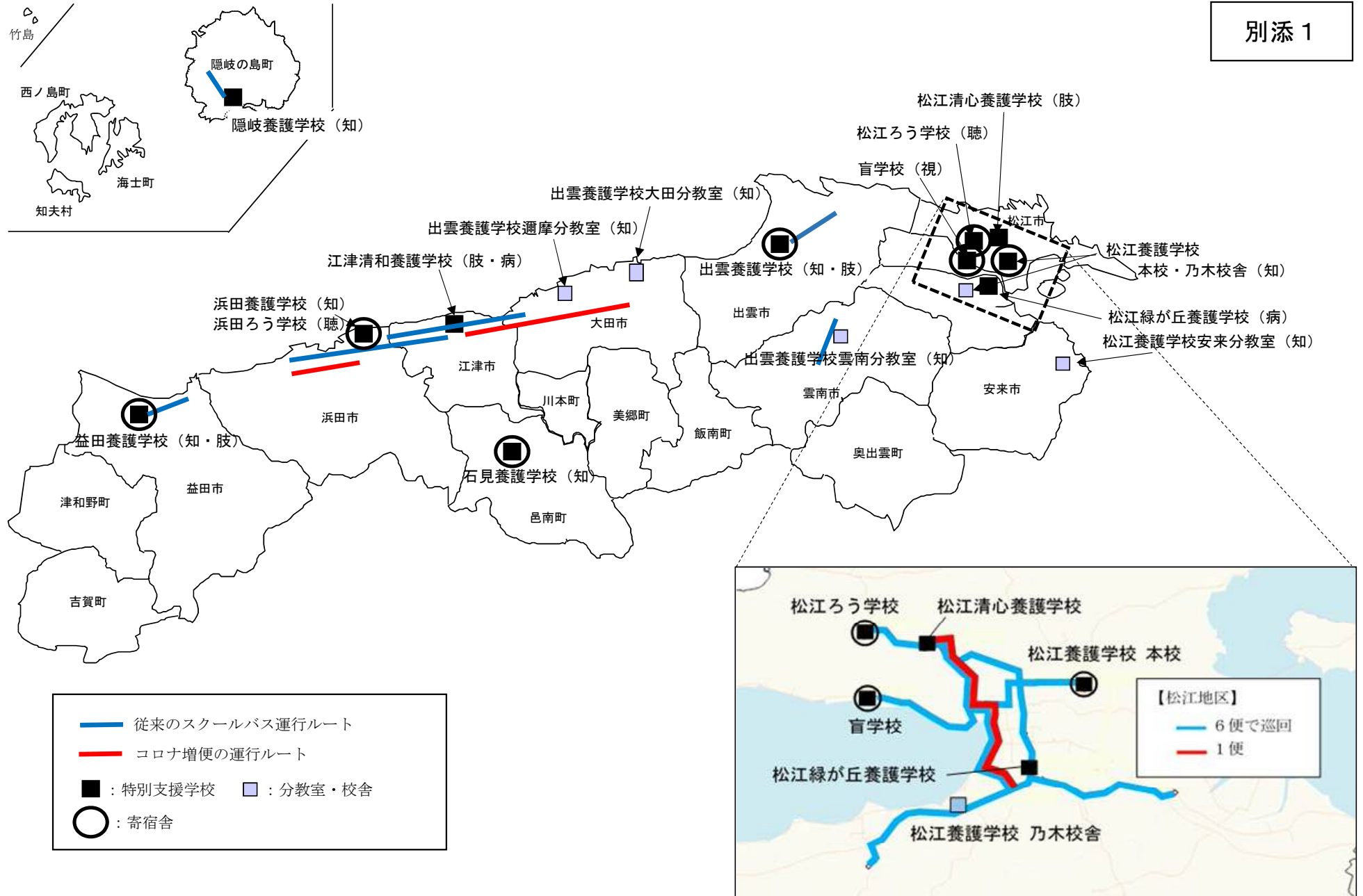
- (1) 市町を跨ぐなどの遠距離送迎による仕事・生活面への支障
- (2) 自家用車送迎による朝の混雑
- (3) 学校の受入開始が遅いことによる勤務の制限
- (4) 福祉サービス事業者の受入体制の不足 (複数の市町から事業者不足の課題ありと回答)

3. 今後の検討の方向性

- (1) 自家用車による遠距離登校に替わる手段の検討
- (2) 自家用車による登校時間を早めるための学校側の受入れ方法の検討
- (3) 自家用車に替わる福祉サービスによる通学の充実について検討 (健康福祉部と連携)

特別支援学校のスクールバス運行状況等

別添 1



特別支援学校における通学支援アンケート調査について

別添 2

1 調査目的

特別支援学校の幼児児童生徒（以下「児童等」）の通学実態を調査し、今後の通学支援の在り方の参考とする。

2 調査対象者

特別支援学校に在籍する児童等の保護者。ただし、在籍する児童等が以下に該当する場合は対象外。

- ① 隣接する医療機関に入院している ② 訪問教育を受けている ③ 児童福祉施設等に措置入所している

3 調査方法

学校を通じて保護者に配付・回収。

4 調査期間

令和3年9月10日（金）～令和3年10月29日（金）

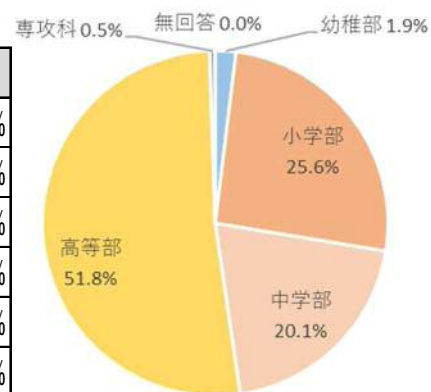
5 回答者数（特別支援学校全12校）

| 全幼児児童生徒数 | 調査対象者数 | 回答者数 | 回答率 | 回答者数の内、自宅通学生数 |
|----------|--------|------|-------|---------------|
| 993人 | 899人 | 776人 | 86.3% | 666人（85.8%） |

6 調査結果（抜粋）

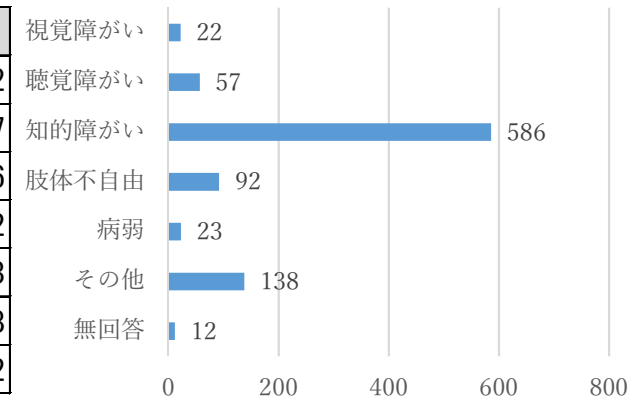
(1) 在籍する学部

| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|-----|------|-------|
| 幼稚部 | 15 | 1.9% |
| 小学部 | 199 | 25.6% |
| 中学部 | 156 | 20.1% |
| 高等部 | 402 | 51.8% |
| 専攻科 | 4 | 0.5% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |



(2) 障がい種別

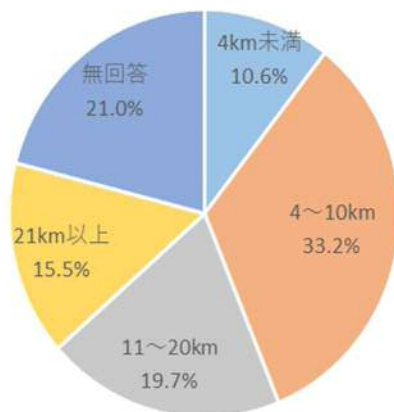
| 項目 | 回答数 |
|-------|-----|
| 視覚障がい | 22 |
| 聴覚障がい | 57 |
| 知的障がい | 586 |
| 肢体不自由 | 92 |
| 病弱 | 23 |
| その他 | 138 |
| 無回答 | 12 |



(注) 重複障がいのある児童等は複数回答

(3)-1 自宅から学校までの距離（全体）

| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|---------|------|-------|
| 4km未満 | 82 | 10.6% |
| 4～10km | 258 | 33.2% |
| 11～20km | 153 | 19.7% |
| 21km以上 | 120 | 15.5% |
| 無回答 | 163 | 21.0% |



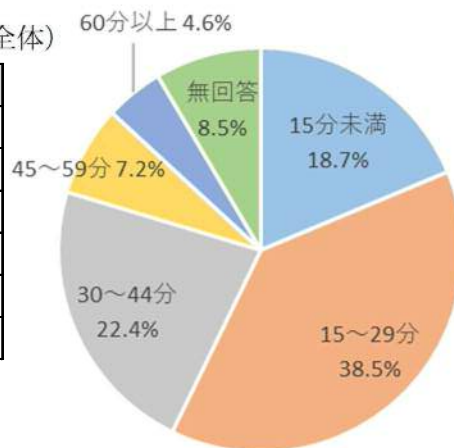
(3)-2 自宅から学校までの距離（自宅通学生）

| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|---------|------|-------|
| 4km未満 | 77 | 11.6% |
| 4～10km | 246 | 36.9% |
| 11～20km | 131 | 19.7% |
| 21km以上 | 82 | 12.3% |
| 無回答 | 130 | 19.5% |



(4)-1 自宅から学校までの所要時間（全体）

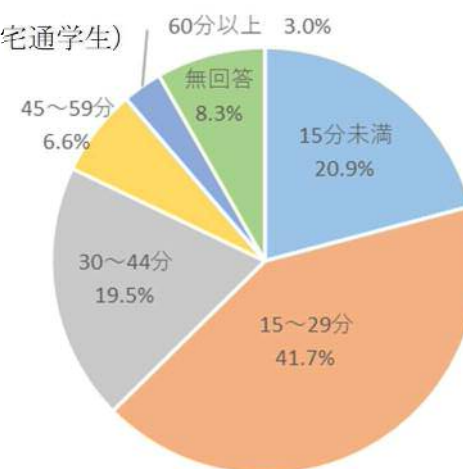
| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|--------|------|-------|
| 15分未満 | 145 | 18.7% |
| 15～29分 | 299 | 38.5% |
| 30～44分 | 174 | 22.4% |
| 45～59分 | 56 | 7.2% |
| 60分以上 | 36 | 4.6% |
| 無回答 | 66 | 8.5% |



(注) 車を利用した場合の所要時間

(4)-2 自宅から学校までの所要時間（自宅通学生）

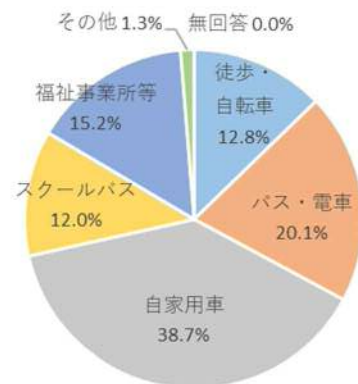
| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|--------|------|-------|
| 15分未満 | 139 | 20.9% |
| 15～29分 | 278 | 41.7% |
| 30～44分 | 130 | 19.5% |
| 45～59分 | 44 | 6.6% |
| 60分以上 | 20 | 3.0% |
| 無回答 | 55 | 8.3% |



(注) 車を利用した場合の所要時間

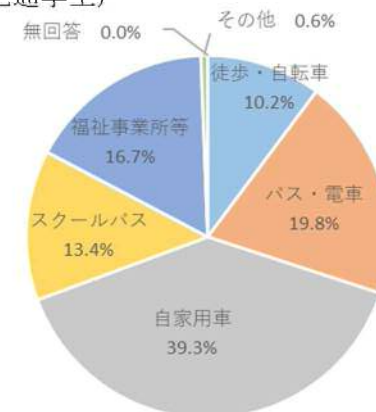
(5)-1 登校時に主に利用している移動手段 (全体)

| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|--------------------|------|-------|
| 徒歩・自転車 | 99 | 12.8% |
| バス・電車 | 156 | 20.1% |
| 自家用車 | 300 | 38.7% |
| スクールバス | 93 | 12.0% |
| 福祉事業所による移動支援など民間送迎 | 118 | 15.2% |
| その他 | 10 | 1.3% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |



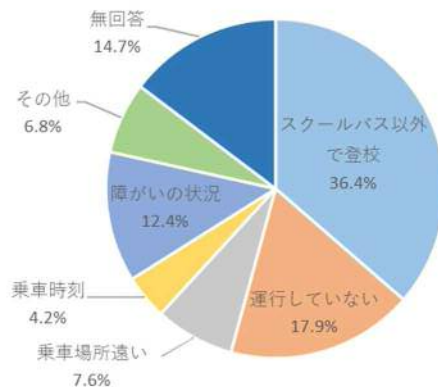
(5)-2 登校時に主に利用している移動手段 (自宅通学生)

| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|--------------------|------|-------|
| 徒歩・自転車 | 68 | 10.2% |
| バス・電車 | 132 | 19.8% |
| 自家用車 | 262 | 39.3% |
| スクールバス | 89 | 13.4% |
| 福祉事業所による移動支援など民間送迎 | 111 | 16.7% |
| その他 | 4 | 0.6% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |



(6)-1 スクールバスを利用していない理由 (全体)

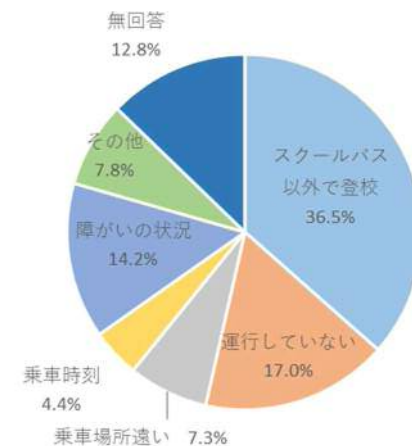
| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|--------------------|------|-------|
| スクールバス以外の方法で登校できる | 240 | 36.4% |
| スクールバスが運行していない | 118 | 17.9% |
| 乗車場所までが遠くて利用できない | 50 | 7.6% |
| 乗車時刻が合わず利用できない | 28 | 4.2% |
| 子どもの障がいの状況から利用できない | 82 | 12.4% |
| その他 | 45 | 6.8% |
| 無回答 | 97 | 14.7% |



(注) スクールバス以外で通学している方のみ

(6)-2 スクールバスを利用していない理由 (自宅通学生)

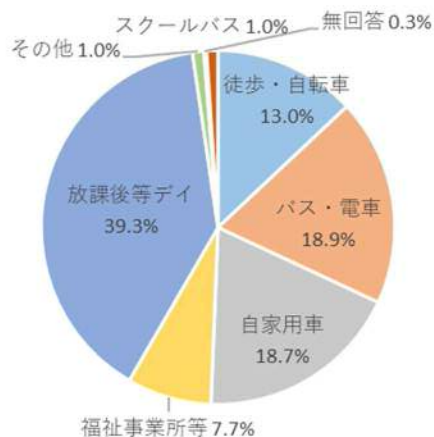
| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|--------------------|------|-------|
| スクールバス以外の方法で登校できる | 206 | 36.5% |
| スクールバスが運行していない | 96 | 17.0% |
| 乗車場所までが遠くて利用できない | 41 | 7.3% |
| 乗車時刻が合わず利用できない | 25 | 4.4% |
| 子どもの障がいの状況から利用できない | 80 | 14.2% |
| その他 | 44 | 7.8% |
| 無回答 | 72 | 12.8% |



(注) スクールバス以外で通学している方のみ

(7)-1 下校時に主に利用している移動手段（全体）

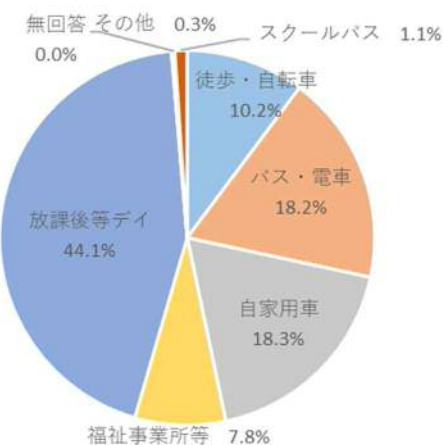
| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|------------------------|------|-------|
| 徒歩・自転車 | 101 | 13.0% |
| バス・電車 | 147 | 18.9% |
| 自家用車 | 145 | 18.7% |
| 福祉事業所による移動支援 など民間送迎 | 60 | 7.7% |
| 放課後等デイサービスの 送迎 | 305 | 39.3% |
| その他 | 8 | 1.0% |
| 無回答 | 2 | 0.3% |
| スクールバス | 8 | 1.0% |



（注）下校時のスクールバスは松江ろう学校のみ運行

(7)-2 下校時に主に利用している移動手段（自宅通学生）

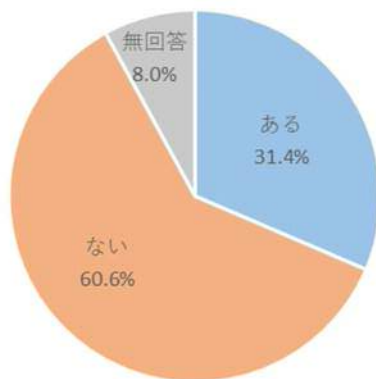
| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|------------------------|------|-------|
| 徒歩・自転車 | 68 | 10.2% |
| バス・電車 | 121 | 18.2% |
| 自家用車 | 122 | 18.3% |
| 福祉事業所による移動支援 など民間送迎 | 52 | 7.8% |
| 放課後等デイサービスの 送迎 | 294 | 44.1% |
| その他 | 2 | 0.3% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| スクールバス | 7 | 1.1% |



（注）下校時のスクールバスは松江ろう学校のみ運行

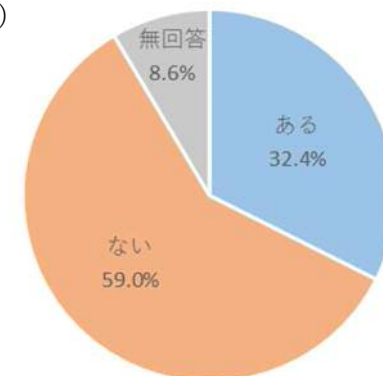
(8)-1 通学による生活への影響（全体）

| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|-----|------|-------|
| ある | 244 | 31.4% |
| ない | 470 | 60.6% |
| 無回答 | 62 | 8.0% |



(8)-2 通学による生活への影響（自宅通学生）

| 項目 | 回答者数 | 割合 |
|-----|------|-------|
| ある | 216 | 32.4% |
| ない | 393 | 59.0% |
| 無回答 | 57 | 8.6% |



※「ある」の具体的な内容

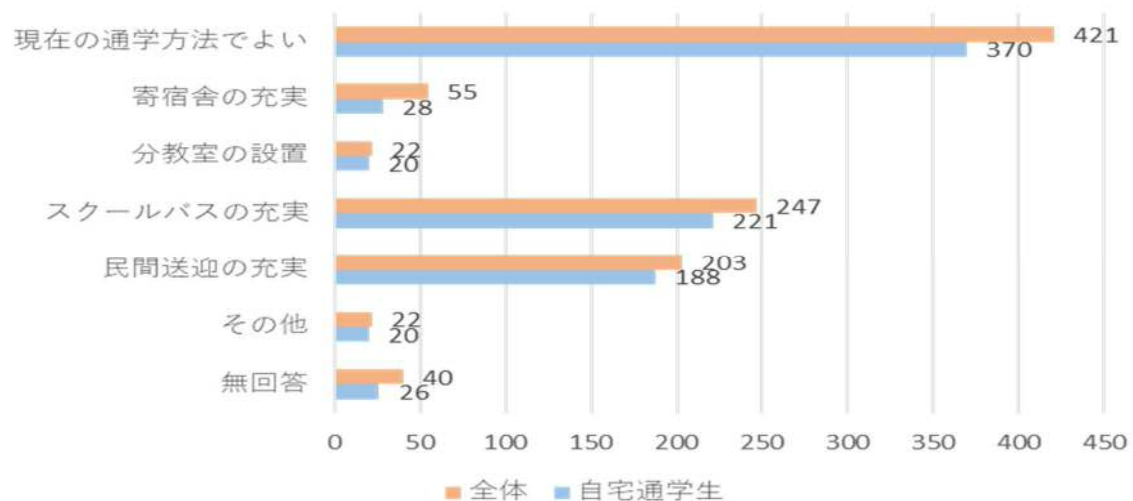
- ・ 登校時間が遅く、朝の勤務時間に間に合わない
- ・ 精神的・時間的負担が大きい
- ・ 希望する働き方ができない
- ・ 祖父母への負担が大きい など

(9)-1 通学支援に望むこと（全体 複数回答）

| 項目 | 回答数 |
|-----------------------|-----|
| 現在の通学方法でよい | 421 |
| 寄宿舎の充実 | 55 |
| 分教室の設置 | 22 |
| スクールバスの充実 | 247 |
| 福祉事業所による移動支援など民間送迎の充実 | 203 |
| その他 | 22 |
| 無回答 | 40 |

(9)-2 通学支援に望むこと（自宅通学生 複数回答）

| 項目 | 回答数 |
|-----------------------|-----|
| 現在の通学方法でよい | 370 |
| 寄宿舎の充実 | 28 |
| 分教室の設置 | 20 |
| スクールバスの充実 | 221 |
| 福祉事業所による移動支援など民間送迎の充実 | 188 |
| その他 | 20 |
| 無回答 | 26 |



<参考>

島根県におけるスクールバスによる通学支援

- 平成 19 年 9 月より、各学校の校外学習用スクールバスを利用した登校時の通学支援を開始。
- 公共交通機関による通学に向けたステップとし、自立と社会参加を目指すとともに、送迎に過重な負担のかかる保護者の負担軽減を図ることを目的に実施。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン（案）の概要について

スポーツ庁及び文化庁は、それぞれに設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」が取りまとめた提言を踏まえ、平成30年に策定されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定することとし、令和4年11月17日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」を示した。

【ガイドライン策定の趣旨等】

- ・ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組むことが必要であるとの観点から、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示された。
- ・ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することとしている。

【主な内容】

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、従来のガイドラインの内容を踏まえた、適正な運営等の在り方

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方等

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方

- ※ Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

【参考】

<これまでの経過>

- 令和2年9月 文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」により、方向性等を示す
- 令和3～4年度 県内3市町（浜田市・美郷町<R3～4>、雲南市<R4>）で国委託のスポーツ庁「地域運動部活動委託事業」及び文化庁「地域部活動推進事業」により実践研究を実施
- 令和4年6月 スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が「運動部活動の地域移行に関する提言」をスポーツ庁長官へ提出
- 令和4年8月 文化庁の「文化部活動の地域移行に関する検討会議」が「文化部活動の地域移行に関する提言」を文化庁長官へ提出
- 令和4年11月 スポーツ庁・文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」を示す
※ 11月17日から12月16日までパブリックコメントを実施

<県の取組>

- 令和4年9月～ 庁内関係課のワーキンググループによる課題等の整理・検討
- 令和4年10～11月 市町村への説明・意見交換を実施
- 令和4年12月 実態把握のための調査を実施（国の実態調査に併せて実施）
- 時期未定 国ガイドライン確定後、県「部活動の在り方に関する方針」を改訂

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン(案)【概要】



○少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組み必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、国の考え方を提示。

○部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度～令和7年度までの3年間で3年間で改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二ーズ等に
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できる見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数数の精選、複数の活動を経験したい
生徒等の二ーズに対応した機会を設ける等)

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

| | |
|-----|------------|
| 指導者 | 当該校の教師 |
| 参加者 | 当該校の生徒 |
| 場所 | 当該校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

| | |
|-----|---|
| 指導者 | 部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アライスト等の人材を含む） |
| 参加者 | 関係校の生徒 |
| 場所 | 拠点校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

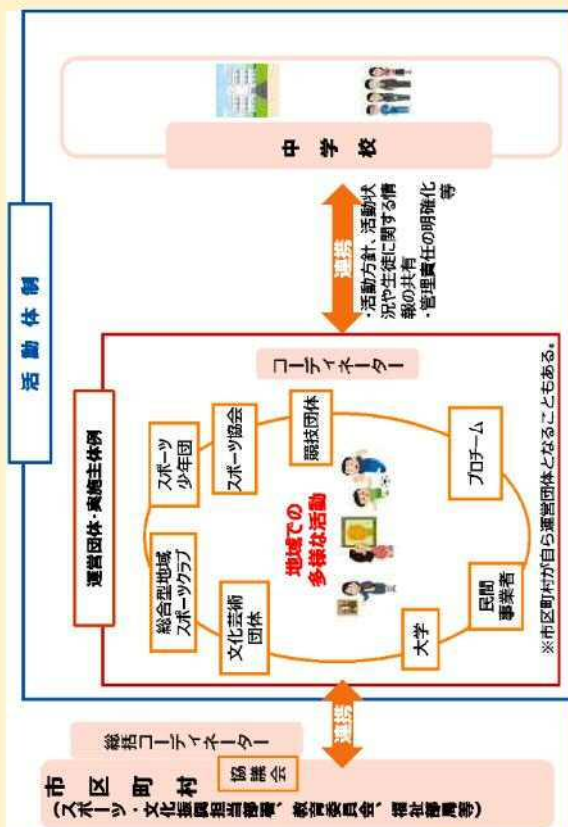
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

| | |
|-----------|--|
| 運営団体・実施主体 | ① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等） |
| 指導者 | 地域の指導者（一部教師の兼職兼業） |
| 参加者 | 地域の生徒（※他の世代が一緒に参加する場合を含む） |
| 場所 | 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設 |
| 費用 | 可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 各種保険等 |



休日の地域クラブ活動

① 地方公共団体が運営団体の場合

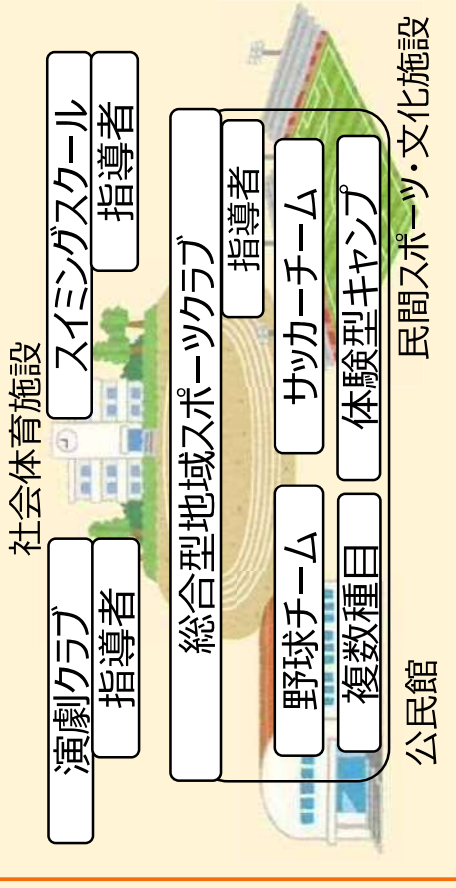
市区町村が、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携

指導者

学校施設



② 多様な組織・団体が運営団体の場合

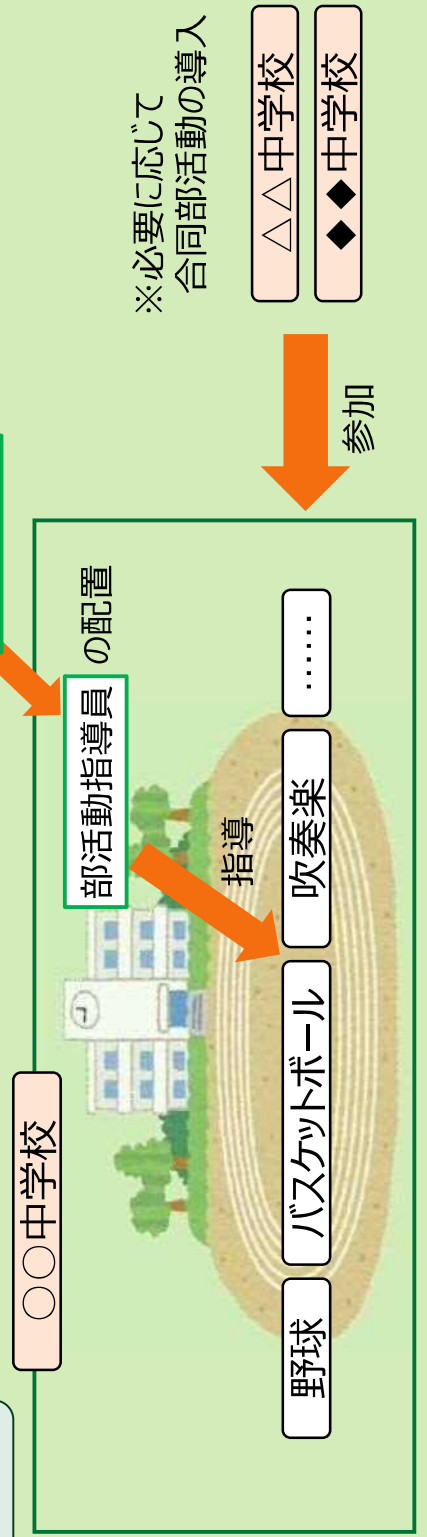


公民館

民間スポーツ・文化施設

学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

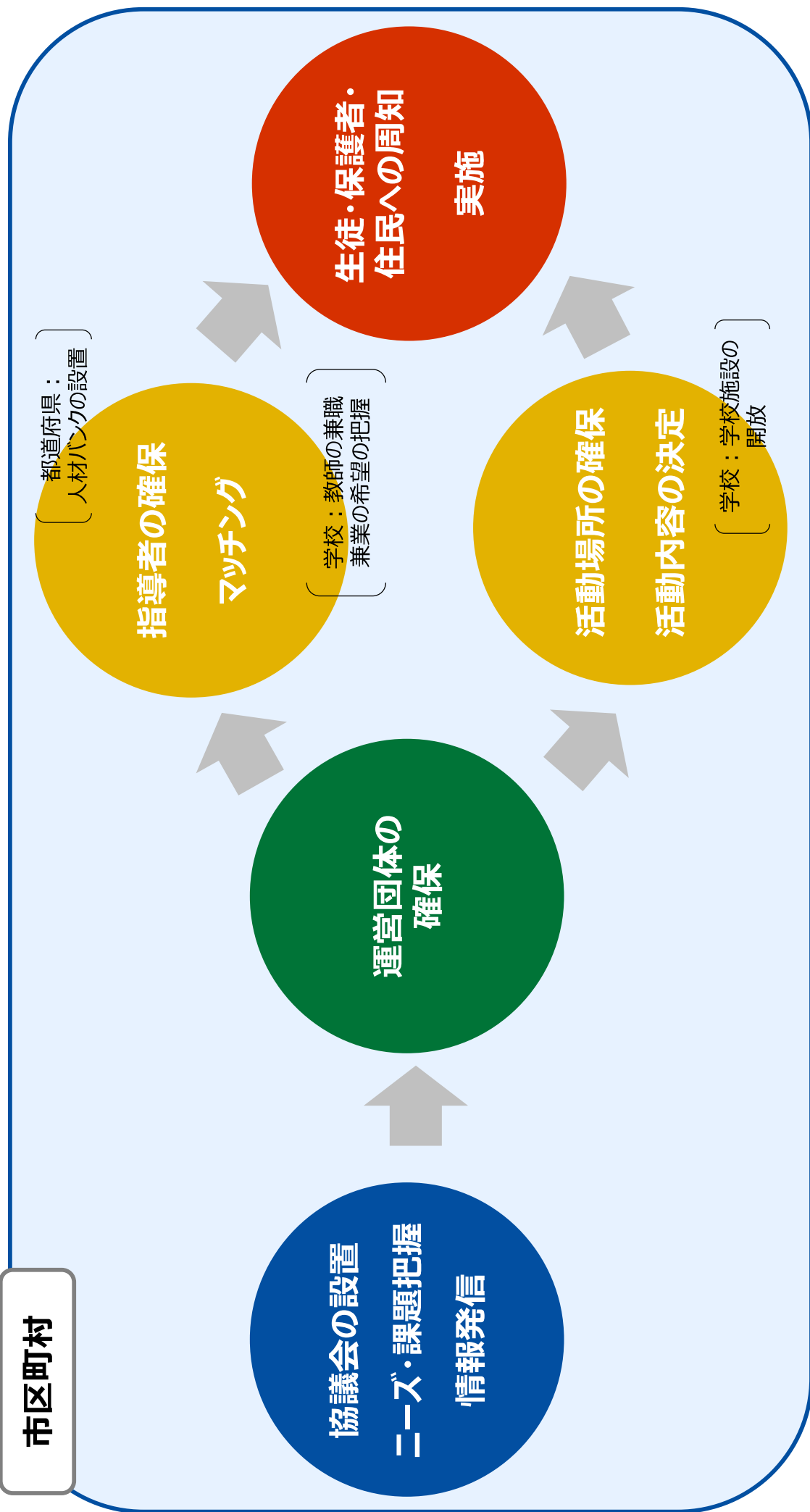


休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

| | 関係者の巻き込み・合意形成 | 運営団体の確保 | 指導者の確保 | その他環境整備 | 実施 |
|--------------------|---|--|--|--|--|
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 | <ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知 |
| 市区町村 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 | <ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 | <ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施 |
| スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 | <ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 | | <ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知 |

「風流踊」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について

令和4年11月30日にラバト（モロッコ）で開催された第17回ユネスコ無形文化遺産政府間委員会において、「風流踊」を代表一覧表に「記載（登録）」する決議があった。

今回記載となった「風流踊」には「津和野弥栄神社の鷺舞（津和野町）」が含まれる。

1. 風流踊について

(1) 内容

「風流踊」は、広く親しまれている盆踊や小唄踊、念仏踊、太鼓踊など、各地の歴史や風土に応じて様々な形で伝わる民俗芸能。

華やかな衣装や持ち物に趣向を凝らして、笛、太鼓、鉦^{かね}などで囃し立て、賑やかに踊ることにより、厄災を祓い、安寧な暮らしがもたらされることを願うという共通の特徴をもつ。

(2) 構成

24都府県の国指定重要無形民俗文化財41件（別紙のとおり）

※「チャッキラコ（神奈川県三浦市：平成21年登録）」の拡張登録

2. 津和野弥栄神社の鷺舞について

(1) 名称 「津和野弥栄神社の鷺舞」（平成6年 国指定重要無形民俗文化財）

(2) 保護団体 弥栄神社の鷺舞保存会

(3) 概要 鷺舞は、弥栄神社の祭礼（7月20日、27日）に演じられる舞で、古風な京都祇園会の風流の姿を今によく留めている。舞人2人が雌雄の華麗な白鷺に扮して優雅に舞う、貴重な伝統芸能。

【参考】

(1) ユネスコ無形文化遺産

平成18年（2006）に発効した無形文化遺産保護条約に基づき、ユネスコが各国の芸能や祭礼、伝統工芸技術などを登録、保護する。「風流踊」を含む日本の登録件数は22件。

(2) 政府間委員会

ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国（180か国）から選出された24か国で構成。年1回開催され、評価機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への登録等について最終決定を行う。

(3) 島根県内のユネスコ無形文化遺産

・石州半紙^{ほんし}（浜田市）平成21年記載（登録）

※平成26年に「本美濃紙^{ほんみのし}」、「細川紙^{ほそかわし}」を追加し、「和紙：日本の手漉和紙技術^{てすき}」として拡張登録

・佐陀神能^{さだしんのう}（松江市）平成23年記載（登録）

【参考画像】津和野弥栄神社の鷺舞（津和野町教育委員会提供）



鷺舞



鷺舞と棒振



囃子方



唄方



御神幸



鷺舞の賑わい

民俗芸能「風流踊」一覧（都道府県順）

| 都府県 | 名称 | 保護団体 |
|------|--------------------------------------|---|
| 岩手県 | 永井の大念仏剣舞(S55)盛岡市 | 永井大念仏剣舞保存会 |
| | 鬼剣舞(H5)北上市、奥州市 | 鬼剣舞連合保存会(岩崎鬼剣舞保存会、滑田鬼剣舞保存会、朴ノ木沢念仏剣舞保存会、川西大念仏剣舞保存会) |
| 秋田県 | 西馬音内の盆踊(S56)雄勝郡羽後町 | 西馬音内盆踊保存会 |
| | 毛馬内の盆踊(H10)鹿角市 | 毛馬内盆踊保存会 |
| 東京都 | 小河内の鹿島踊(S55)西多摩郡奥多摩町 | 小河内の郷土芸能保存団体協議会 |
| | 新島の大踊(H17)新島村 | 新島大踊保存会、若郷大踊保存会 |
| | 下平井の鳳凰の舞(H18)西多摩郡日の出町 | 鳳凰の舞保存会 |
| 神奈川県 | チャッキラコ(S51)三浦市三崎 | ちゃっきらこ保存会 |
| | 山北のお峰入り(S56)足柄上郡山北町 | お峯入り保存会 |
| 新潟県 | 綾子舞(S51)柏崎市 | 柏崎市綾子舞保存振興会 |
| | 大の阪(H10)魚沼市 | 大の阪の会 |
| 山梨県 | 無生野の大念仏(H7)上野原市 | 無生野大念仏保存会 |
| 長野県 | 跡部の踊り念仏(H12)佐久市 | 跡部踊り念仏保存会 |
| | 新野の盆踊(H10)下伊那郡阿南町 | 新野高原盆踊りの会 |
| | 和合の念仏踊(H26)下伊那郡阿南町 | 和合念佛踊り保存会 |
| 岐阜県 | 郡上踊(H8)郡上市 | 郡上踊り保存会 |
| | 寒水の掛踊(R3)郡上市 | 寒水掛踊保存会 |
| 静岡県 | 徳山の盆踊(S62)榛原郡川根本町 | 川根本町徳山古典芸能保存会 |
| | 有東木の盆踊(H11)静岡市 | 有東木芸能保存会 |
| 愛知県 | 綾夜の夜念仏と盆踊(H9)豊田市 | 綾夜夜念仏と盆踊り保存会 |
| 三重県 | 勝手神社の神事踊(H30)伊賀市 | 勝手神社神事踊保存会 |
| 滋賀県 | 近江湖南のサンヤレ踊り(R2)草津市、栗東市 | 草津のサンヤレ踊り保存協議会、小杖祭り保存会 |
| | 近江のケンケト祭り長刀振り(R2)守山市、甲賀市、東近江市、蒲生郡竜王町 | 近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会 |
| 京都府 | 京都の六斎念仏(S58)京都市 | 京都六斎念仏保存団体連合会(梅津六斎保存会、吉祥院六斎保存会、空也念仏郡保存会、久世六斎保存会、小山郷六斎保存会、西院六斎念仏保存会、西方寺六斎念仏保存会、嵯峨野六斎念仏保存会、千本六斎会、中堂寺六斎会、壬生六斎念仏講中、上鳥羽橋上鉦講中、六波羅蜜寺空也踊躍念仏保存会、円覚寺六斎念仏講、桂六斎念仏保存会) |
| | やすらい花(S62)京都市 | やすらい踊保存団体連合会(今宮やすらい会、上賀茂やすらい踊保存会、川上やすらい踊保存会、玄武やすらい踊保存会) |
| | 久多の花笠踊(H9)京都市 | 久多花笠踊保存会 |
| 兵庫県 | 阿万の風流大踊小踊(H23)南あわじ市 | 阿万風流踊保存会 |
| 奈良県 | 十津川の大踊(H1)吉野郡十津川村 | 十津川村小原武蔵西川大踊保存会(小原踊保存会、武蔵踊保存会、西川踊保存会) |
| 島根県 | 津和野弥栄神社の鶯舞(H6)鹿足郡津和野町 | 弥栄神社の鶯舞保存会 |
| 岡山県 | 白石踊(S51)笠岡市 | 白石踊会 |
| | 大宮踊(H9)真庭市 | 大宮踊保存会 |
| 徳島県 | 西祖谷の神代踊(S51)三好市 | 神代踊保存会 |
| 香川県 | 綾子踊(S51)仲多度郡まんのう町 | 佐文綾子踊保存会 |
| | 滝宮の念仏踊(S52)綾歌郡綾川町 | 滝宮念仏踊保存会 |
| 福岡県 | 感応楽(R2)豊前市 | 豊前感応楽保存会 |
| 長崎県 | 平戸のジャンガラ(H9)平戸市 | 平戸市自安和楽念仏保存振興会 |
| | 大村の沖田踊・黒丸踊(H26)大村市 | 沖田踊保存会、黒丸踊保存会 |
| | 対馬の盆踊(R3)対馬市 | 対馬盆踊保存連合会 |
| 熊本県 | 野原八幡宮風流(R3)荒尾市 | 風流筋頭保存会 |
| 大分県 | 吉弘楽(H8)国東市 | 吉弘楽保存会 |
| 宮崎県 | 五ヶ瀬の荒踊(S62)西臼杵郡五ヶ瀬町 | 荒踊保存会 |

41件(24都府県、42市町村)

第8回古代歴史文化賞受賞作品の決定について

令和4年11月2日（水）開催の古代歴史文化賞選定委員会において、第8回古代歴史文化賞の受賞作品が決定された。

1. 賞の目的

古代歴史文化に関連の深い島根県・奈良県・三重県・和歌山県・宮崎県の5県が共同して、学術的基盤に立ちながら、分かりやすく書かれた優れた書籍を表彰することを通して、国民の古代文化への関心を高め、豊かな歴史文化に恵まれた各県の交流人口の拡大を目的とする。

2. 実施主体

島根県・奈良県・三重県・和歌山県・宮崎県

3. 大賞・優秀作品賞

| 区分 | 書籍名 | 著者 |
|-------|-------------------------|------------------|
| 大賞 | 顔の考古学 異形の世界史 | 設楽 博己（東京大学名誉教授） |
| 優秀作品賞 | 気候適応の日本史 人新世をのりこえる視点 | 中塚 武（名古屋大学大学院教授） |
| | 戸籍が語る古代の家族 | 今津 勝紀（岡山大学教授） |
| | 人事の古代史 律令官人制からみた古代日本 | 十川 陽一（慶應義塾大学准教授） |
| | 万葉集に会う | 大谷 雅夫（京都大学名誉教授） |

4. 特別賞

早川和子 考古イラストレーター

遺跡だけではイメージしにくい古代の人々の衣食住、信仰や風景などをテーマに、親しみやすいイラストの制作に長年にわたって取り組み、古代歴史文化の普及や理解促進に、大きく貢献した。

5. 表彰式・記者発表

令和4年11月2日（水）帝国ホテル東京

出席者 受賞者、選定委員、島根・奈良県知事、三重・和歌山・宮崎各県知事代理

6. 受賞記念イベント（予定）

- (1) 奈良会場 令和5年1月21日（土）奈良県文化会館
- (2) 松江会場 令和5年1月29日（日）島根県民会館中ホール

7. 今後の対応

古代歴史文化賞事業は、開始から10周年となることから、今年度をもって終了するが、今後も、奈良県など他県との連携事業は継続し、その成果を活かした情報発信を行う。

第8回古代歴史文化賞 受賞作品

| 賞名 | 書名 | 著者名 | 作品の概要 |
|--|--|--|--|
| | | 出版社・年月 | |
| 大賞 | 顔の考古学 異形の精神史  | 設楽 博己 | 縄文時代の土偶をはじめ埴輪などの特異な顔表現について、その意味と役割、変遷を考察する。各時代の顔の分析・比較から、弥生時代における社会の特色を論じ、さらには現代社会が抱える課題にも通じることを指摘する。 |
| | | 吉川弘文館 R3. 1 | |
| 優秀作品賞 | 気候適応の日本史 人新世をのりこえる視点  | 中塚 武 | 古気候学の研究成果から、歴史事象と気候適応の関係について考察する。また、今日的課題である地球環境問題への対応にあたっては、気候適応史研究が重要であると説く。 |
| | | 吉川弘文館 R4. 3 | |
| | 戸籍が語る古代の家族  | 今津 勝紀 | 古代の戸籍の制度や、記載される人の範囲や身分などの内容を解説する。内容の分析から、古代の人口数や平均余命、出生率、婚姻の実態、疫病などの状況を提示し、古代社会の厳しい環境の中で、人々がどのように生きてきたのかを明らかにする。 |
| | | 吉川弘文館 R1. 10 | |
| | 人事の古代史 律令官人制からみた古代日本  | 十川 陽一 | 古代日本の律令官人制について、奈良時代を中心に仕組みと歴史を概観する。その上で、官職につけない多くの官人「散位」の存在を紹介し、古代国家にとって官人がどのような存在であったのかを論じる。古代における官人制の定着と展開を通観する。 |
| | | 筑摩書房 R2. 6 | |
| 万葉集に出会う  | 大谷 雅夫 | 現在も広く親しまれる『万葉集』の従来の読みと解釈について、近世期国学の注釈史研究などを踏まえて検証し、作者の思いに迫る。また、万葉集の特色である「擬人表現」「相聞歌」などを紹介し、その多彩な魅力を伝える。 | |
| | 岩波書店 R3. 8 | | |

第8回古代歴史文化賞 特別賞受賞者

| 賞名 | 受賞者 | 選定理由 |
|-----|--------------------|--|
| 特別賞 | 早川和子 考古イラストレーター | <p>作品は、リアルで、古代人の生き生きとした表情を描き、親しみやすい。復元画は、古代出雲歴史博物館をはじめ全国の歴史博物館などで展示され、学校用教科図書にも使われている。</p>  <p style="text-align: center;">(古代出雲歴史博物館図録『出雲国誕生と奈良の都』より)</p> |

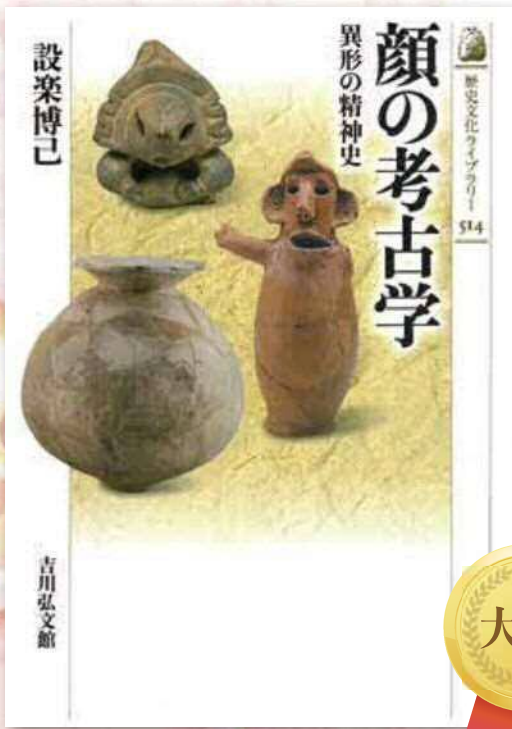
第8回

古代歴史文化賞

— 古代を知ることとは、現在を知ること —

受賞作品決定

この賞は、最近発行された書籍のうち、日本の古代世界を学術的基盤に立ちながら一般読者にとってわかりやすく書かれたものを対象としています。



顔の考古学
異形の精神史
(設楽 博己 / 吉川弘文館)

優秀作品賞 (4点)



気候適応の日本史
人新世をのりこえる視点
(中塚 武 / 吉川弘文館)



戸籍が語る 古代の家族
(今津 勝紀 / 吉川弘文館)



人事の古代史
一律令官人制からみた古代日本
(十川 陽一 / 筑摩書房)



万葉集に出会う
(大谷 雅夫 / 岩波書店)

受賞作品発表記者会見



▲受賞作品発表記者会見に出席した著者のみなさん

(中央は大賞を受賞した設楽博己氏。左から優秀作品賞を受賞した大谷雅夫氏・十川陽一氏・今津勝紀氏・中塚 武氏)



◀正賞の美保岐玉(みほぎたま)を手にする設楽博己氏
(右)と古代歴史文化普及協議会代表の丸山達也島根県知事

○令和4年11月2日、帝国ホテル東京において、第8回古代歴史文化賞の受賞作品の選定と発表および記者会見が行われました。

大賞1点、優秀作品賞4点および特別賞1件が選ばれました。

○大賞は設楽博己氏の『顔の考古学 異形の精神史』(吉川弘文館)が受賞しました。この本は、縄文時代の土偶や仮面、弥生時代の顔のついた土器、古墳時代の人物埴輪など、特異な顔の表現を取り上げ、古代の人々のメッセージを明らかにしようとするものです。これまで断片的に評価されてきた「顔」資料を総合的に検討し、そこから導かれる意味や役割、変遷などの考察は、今までにない視点となっています。さらには、こうした顔の分析をとおして、現代日本社会の課題までも導き出している作品です。

【大賞受賞者の略歴】

設楽 博己 (したら ひろみ)

1956年、群馬県生まれ。東京大学名誉教授。博士(文学)。専門は日本考古学。

著書に『弥生再葬墓と社会』(塙書房)、『縄文社会と弥生社会』(敬文舎)、『弥生文化形成論』(橘書房)などがある。

記念行事

島根会場

日時 令和5年
1月29日(日) 午後開演

会場 島根県民会館
(島根県松江市殿町158)

◆受賞者による記念講演 ほか

奈良会場

日時 令和5年
1月21日(土) 午後開演

会場 奈良県文化会館
(奈良県奈良市登大路町6-2)

◆受賞者による記念講演 ほか

聴講は無料ですが、各会場ともに事前申し込みが必要です。

詳細が決まり次第、古代歴史文化賞ホームページ(<http://kodaibunkasho.jp/>)等にてお知らせいたします。

第8回古代歴史文化賞の受賞作決定を記念して、奈良と島根の2会場で記念行事を行います。